

港区放課後児童育成事業（放課GO→みた）

運営事業候補者募集要項

令和3年9月

港区教育委員会事務局生涯学習スポーツ振興課

## 1 目的

港区では、小学校に就学している児童が、放課後等の学校施設を活用し、安全、安心に過ごすことのできる居場所を確保するとともに、学習、スポーツ、遊びなどの活動を通して、児童の自主性、社会性及び創造性を養うことを目的として、港区放課後児童育成事業（以下「放課GO→」といいます。）を実施しています。

放課GO→の運営については、児童福祉の向上と安定した事業運営を図るため、専門の事業者へ委託します。このため、児童の健全育成等の分野において優れた実績と専門知識を有し、児童や保護者の視点に立った良質なサービスを提供できる事業者を募集します。

運営事業者の募集にあたっては、より質の高いサービスを行うため、民間事業者、社会福祉法人、特定非営利活動法人を対象にプロポーザル方式により選考します。

## 2 業務概要

### (1) 件名

港区放課後児童育成事業（放課GO→みた）業務委託

### (2) 業務内容

港区放課後児童育成事業（放課GO→みた）

※（別紙1）仕様書のとおり。

### (3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※ 契約は、単年度となります。なお、令和8年度までの契約については、適正な事業運営がなされていると認められる場合、事業候補者として推薦します。

### (4) 事業規模

31,419,000円程度（税込）までとします。

※ この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

## 3 実施場所等

(1) 実施場所 放課GO→みた

(2) 所在地 港区三田四丁目11番38号（区立御田小学校内）

※詳細な場所は施設平面図を参照

(3) 延床面積 約65㎡（放課GO→に使用している面積）

(4) 建物構造 鉄筋コンクリート造

(5) 開設日 平成18年10月11日

(6) その他 御田小学校は、校舎の改築に伴い、令和6年4月から令和9年3月まで仮校舎（旧三光小学校）へ移転する予定です。

## 4 事業実施内容

### (1) 事業内容

小学校の施設を活用し、小学生に放課後等の活動の場を提供することで、児童の健全育成を図ります。

※ 放課GO→と放課GO→学童クラブとの違いについては、参考資料5を参照してください。

(2) 対象児童及び定員

ア 対象 当該事業実施校に在籍及び実施校学区域内に在住の小学1年生から6年生までの児童

イ 定員 定員は定めません。

(3) 活動場所

原則として、小学校敷地内に設けた放課GO→施設

※ 夏休み期間などは校庭や体育館が使用できることがありますが、学校との協議・調整が必要です。

(4) 利用時間

月曜から金曜日は、小学校の下校時から午後5時までです。

学校休業日（三期休業日等）は、午前9時から午後5時までです。

土曜日は、活動はありません。

(5) 障害児の受入れ

心身に障害を有する児童の受入れを行う場合は、学校等での過ごし方を事前に伺い、区が定める障害児受入れの基準を参考に適切な人員体制の整備を行ってください。

## 5 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」といいます。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者とし、各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

(1) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。

(3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。

(4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(6) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。

（プロポーザル選考に、区外事業者が単独で参加することを妨げるものではありませんが、一次審査において、区内事業者の評価点を優遇します。）

※ 区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を

推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価点を優遇します。詳細は、(別紙2)港区放課後児童育成事業(放課GO→みた)運営事業候補者選考基準を参照してください。

- (7) (別紙1)仕様書に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。
- (8) 放課後子ども教室推進事業、学童クラブ事業、放課後児童健全育成事業、小学生を対象とした預かり事業のいずれかの運営実績を有すること。
- (9) 本店、支店、事業所等のいずれかが、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県内のいずれかにあること。

## 6 選考スケジュール(予定)

事項	日程
募集要項の公表・配布期間 (ホームページ掲載期間)	令和3年9月8日(水曜)から 令和3年10月1日(金曜)午後5時まで
現地見学会受付期限	令和3年9月14日(火曜)午後5時まで
現地見学会(放課GO→みた)	令和3年9月15日(水曜)午後3時30分
募集要項に対する質問受付期限	令和3年9月21日(火曜)午後5時まで
質問一斉回答(ホームページ掲載)	令和3年9月27日(月曜)
参加表明書・運営提案書等提出期限	令和3年10月1日(金曜)午後5時まで
第一次審査(書類審査)結果通知	令和3年10月27日(水曜)
第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和3年11月16日(火曜)
第二次審査結果通知	令和3年11月25日(木曜)
契約手続き	令和4年1月27日(木曜)以降
業務委託開始	令和4年4月1日(金曜)

## 7 配布書類

### (1) プロポーザル実施関係

- ・ 港区放課後児童育成事業（放課GO→みた）運営事業候補者募集要項
- ・ （別紙1）仕様書
- ・ （別紙2）港区放課後児童育成事業（放課GO→みた）運営事業候補者選考基準
- ・ （参考資料1）施設平面図
- ・ （参考資料2）放課GO→みた平均参加児童数・登録児童数
- ・ （参考資料3）港区放課後児童育成事業実施要綱
- ・ （参考資料4）港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ （参考資料5）「放課GO→」と「放課GO→学童クラブ」との違い

### (2) 提出資料関係

- ・ （様式1）現地見学会参加申込書
- ・ （様式2）質問書
- ・ （様式3）参加表明書兼参加資格審査申請書
- ・ （様式4）共同事業体構成書・共同事業体協定書兼委任状・委任状
- ・ （様式5）同種・類似施設又は事業の運営実績
- ・ （様式6）運営提案書
- ・ （様式7）プロポーザル参加辞退届

### (3) 配布場所

港区ホームページからダウンロードしてください。

ただし、上記（1）（参考資料1）施設平面図のみ、港区教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課窓口（港区役所7階）及び現地見学会で配布します。

### (4) 配付期間等

#### ア 港区ホームページ掲載期間

令和3年9月8日（水曜）から令和3年10月1日（金曜）まで

#### イ 窓口配付期間（施設平面図のみ）

令和3年9月8日（水曜）から令和3年10月1日（金曜）まで

※ 午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

※ 社員証や名刺など、事業者名及び氏名を確認できる書類等をご持参ください。

## 8 現地見学会の開催

### (1) 日時・場所

ア 日 時 令和3年9月15日（水曜）午後3時30分から（30分程度）

イ 場 所 放課GO→みた

ウ 集合場所 区立御田小学校正門前

### (2) 参加申込み方法等

#### ア 参加申込み方法

（様式1）現地見学会参加申込書に必要事項を記入し、（3）の提出先あてにFAXで提出してください。参加者数は、1事業者2名以内とします。ただし、申込状況によっては、1事業者1名にさせていただく場合があります。

※ 現地見学会の対象者は、申込書に氏名の記載がある方のみです。

※ 申込内容に変更等がある場合は、(3) 提出先あてに必ずご連絡ください。

※ 送信未達を防ぐため、必ず電話にて確認の連絡を入れてください。

イ 受付期間

令和3年9月8日(水曜)から9月14日(火曜)午後5時まで

ウ 見学时における注意事項

会場の様子を写真・動画等で撮影する場合、個人情報保護の観点から、児童等の顔や氏名が特定できるような撮影は禁止します。

児童への質問や運営の妨げになるような行為はご遠慮ください。

社員証や名刺など、事業者名及び氏名を確認できる書類等をご持参ください。

エ 留意事項

新型コロナウイルス感染症の影響により、現地見学会の開催を中止する場合や参加人数を制限する場合があります。

(3) 提出先

港区教育委員会事務局 教育推進部 生涯学習スポーツ振興課 生涯学習係

担 当 鈴木・武井

FAX 03(3578)2759

電 話 03(3578)2741

## 9 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

令和3年9月21日(火曜)午後5時

(2) 受付方法

ア (様式2) 質問書に必要事項と質問を記入の上、FAXで提出してください。送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。なお、質問項数及び質問内容によっては、メールで提出をお願いする場合があります。

イ 提出先

港区教育委員会事務局 教育推進部 生涯学習スポーツ振興課 生涯学習係

担 当 鈴木・武井

FAX 03(3578)2759

電 話 03(3578)2741

(3) 回答方法

令和3年9月27日(月曜)に、全ての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。回答の際、質問者は公表しません。なお、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの等)によっては回答しない場合があります。

## 10 運営提案書等の提出

(1) 提出受付期間

令和3年9月8日(水曜)から令和3年10月1日(金曜)午前9時から午後5時まで

※ 事前に電話予約のうえ、来所してください。

※ 書類の確認に30分程度時間を要します。

(2) 提出先

〒105-8511 東京都港区芝公園一丁目5番25号  
 港区教育委員会事務局 教育推進部 生涯学習スポーツ振興課 生涯学習係  
 担当 鈴木・武井  
 電話 03(3578)2741

(3) 提出方法

直接担当まで持参してください。

(4) 提出資料

応募する事業者は、下記のⅠ応募申込書類、Ⅱ運営提案書を提出してください。

※ 書類の不備は、審査時の減点又は失格の対象となる場合があります。

※ 参加表明書提出日(基準日)時点で港区競争入札参加資格登録業者について契約管財課に手続き中の場合は、問い合わせ先に事前にご相談ください。

Ⅰ 応募申込書類

資料番号	提出書類	様式	提出部数	
			正本	副本
1	参加表明書兼参加資格審査申請書 ※ 共同事業体を結成して参加する場合は、以下ア～エを提出	3	1	—
	ア 共同事業体構成書	4		
	イ 共同事業体協定書兼委任状	4-2		
	ウ 委任状 ※ 代理人が契約権限を有する場合のみ	4-3		
	エ 登記簿謄本	—		
2	物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票(写)	—	1	—
3	事業者概要 ※ 共同事業体を結成して参加する場合は、構成する全事業者について提出		1	8
	(1)事業者の概要(パンフレットでも可)	—		
	(2)事業経歴・実績	—		
	(3)事業者の基本的事項 ・ 代表者の履歴書 ・ 役員(公益法人の場合は理事・評議員)の構成・氏名、職員の構成(正・契約・パート) ・ 法人運営に関する基本的な考え方、理念	—		
	(4)定款又は寄附行為	—		
4	同種・類似施設又は事業の運営実績		1	8
	(1)施設又は事業の運営状況(基準日:令和3年4月1日) ・ 事業内容、規模(定員、延床面積)、職員配置等の状況、施設の構成など	5		
	(2)代表的な同種又は類似施設の運営・管理実績 ・ 本公募事業と同種又は特に類似している施設・事業について、名称・所在地・規模、運営形態、特色あるサービス内容等(3件以内)	5-2		
5	地域貢献活動項目 ※ 該当する場合のみ提出 ・ 加点対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類 ※ (別紙2)港区放課後児童育成事業(放課GO→みた)運営事業候補者選考基準を参照	—	1	—

## II 運営提案書類

資料番号	提出書類	様式
	<b>運営提案書</b>	6
	<b>1 基本理念</b>	
1(1)	(1)放課GO→の運営にあたっての考え方・基本方針	6-1(1)
1(2)	(2)児童の健全育成についての考え方・取組	6-1(2)
	<b>2 管理運営</b>	
2(1)	(1)責任者（施設長候補者）の経歴について（勤務した実績）	6-2(1)
2(2)	(2)責任者・職員の配置について（配置数、常勤(週5日以上勤務)、非常勤の別）	6-2(2)
2(3)	(3)勤務体制について（職員の配置及び勤務体制表）	6-2(3)
2(4)	(4)人材確保・職員採用、人材育成（研修）、職員の定着について	6-2(4)
2(5)	(5)職員の欠勤・欠員の事態への対応や補充の流れについて	6-2(5)
2(6)	(6)マニュアルの整備について	6-2(6)
	ア マニュアル名の一覧	
	イ 上記アに記載のマニュアル毎の目次	様式自由
	※ 目次の紙面上にマニュアル名が表記されている場合は写し可	
	<b>3 安全対策・危機管理</b>	
3(1)	(1)日常的な児童の安全確保の取組について	6-3(1)
3(2)	(2)事故・災害等発生時の対応、区や関係機関への報告・連絡体制について	6-3(2)
3(3)	(3)施設の衛生管理、事故予防に関する取組について	6-3(3)
3(4)	(4)新型コロナウイルス感染拡大予防に関する取組について	6-3(4)
3(5)	(5)個人情報の適切な取り扱いに関する取組について	6-3(5)
	<b>4 事業内容</b>	
4(1)	(1)年間事業計画について	6-4(1)
4(2)	(2)児童の状況や年代に応じた育成及び異なる学年の交流に関する取組について	6-4(2)
4(3)	(3)放課GO→みたの施設条件や特性を踏まえた事業運営に関する工夫について	6-4(3)
4(4)	(4)区立御田小学校の周辺地域の特性を生かした事業について	6-4(4)
4(5)	(5)児童からの相談に対する対応について	6-4(5)
4(6)	(6)保護者への対応（子育て支援・クレーム対応等）	6-4(6)
4(7)	(7)小学校、周辺施設、地域並びに町会等との連携及び協力に関する取組について	6-4(7)



資料番号	提出書類	様式
4(8)	(8)障害のある児童への配慮について	6-4(8)
4(9)	(9)児童の多様性や人権に配慮した事業運営について	6-4(9)
5	<b>5 受託に関する経費（見積書）</b> 令和4年度事業運営費（総額） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費（職員数、常勤・非常勤別の職員の時給単価、年間給与、年間賞与、法定福利費等を明示すること。）</li> <li>・ 事業費（消耗品費、損害賠償保険費、通信費等を明示すること。）</li> <li>・ その他経費（本部管理費、諸経費等を明示すること。）</li> <li>・ 各項目、内訳について、消費税の課税対象経費、非課税対象経費がわかるように記載すること。</li> </ul>	様式自由

(5) 提出部数

ア 提出部数

I 応募申込書類 9部（正本1部、副本は上記（4）のとおり）

II 運営提案書類 9部（正本1部、副本8部）

イ 提出資料（正本）データを格納した電子媒体（CD-R） 1枚

(6) 提出にあたっての留意事項

- ・ 運営提案書は、可能な限り具体的な提案をしてください。また、（別紙1）仕様書に記載する参加児童の想定数を基に職員体制、経費の算定等を行ってください。
- ・ 提出書類は、原則A4判タテ1枚、文字フォントは「BIZ UD明朝 Medium」、文字ポイントは11pt以上で作成してください。やむを得ず別のフォントを用いる場合は、明朝体のフォントで統一してください。ただし、別に指定のあるもの、所定様式が定められているもの、様式自由の書類、パンフレット類を除きます。
- ・ 提出書類のうち、様式の指定があるもの及び見積書は片面印刷で作成し、それ以外は両面印刷（長編綴じ）で作成してください。
- ・ 提出書類は、I 応募申込書類、II 運営提案書をそれぞれ1つのバインダーに左綴じにしてください。また、上記（4）で指定する資料番号の小見出し（インデックス）をつけてください。
- ・ 副本は、すべてのページの事業者名（協力事業者名を含む）を特定できる部分（社名、マーク等）をマスキング（黒塗り）のうえ、提出してください。
- ・ I 応募申込書類を綴ったバインダーの表紙と背表紙には、「港区放課後児童育成事業（放課GO→みた）運営事業候補者応募申込書類」と「正本」「副本」の別を記入してください。また、正本には、表紙に事業者名を記載してください。
- ・ II 運営提案書を綴ったバインダーの表紙と背表紙には、「港区放課後児童育成事業（放課GO→みた）運営提案書」と「正本」「副本」の別を記入してください。また、正本には、表紙に事業者名を記載してください。
- ・ 電子媒体（CD-R）に格納する提出書類（電子ファイル）は、区が提示する様式については日本マイクロソフト株式会社製「Word」又は「Excel」を使用し、このほかの提出書類は、Adobe社製「PDF」を使用してください。また、電子媒体の表面には業務名及び事業者名を記入してください。

- ・ 提出にあたっての留意事項（書類の作成方法）の内容に限り、上記9で規定する質問書の受付・回答の例外として、募集要項の公表・配布期間内のみ問い合わせを受け付けます。

## 11 応募にあたっての注意事項

### (1) 区職員等との接触について

本件プロポーザルの募集要項等の公表日以降、区が提供する機会を除き、選考委員、区職員及び本件関係者に対して、本件提案に関する（質疑を含む。）接触はできません。

やむを得ない理由等により区が必要と認めた場合を除き、接触の事実が認められた場合はプロポーザルの参加資格を取消しますので、ご注意ください。

### (2) 失格事項

次の各項目に該当する場合は、提出書類が無効（失格）となる場合があります。

- ・ 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
- ・ 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの
- ・ 本募集要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合

### (3) 応募費用

応募や選考後の協議に要する費用・交通費等に係る一切の経費は、プロポーザル参加者の負担とします。

### (4) 提出書類の扱い

- ・ 区に提出された書類は、理由を問わず返却しません。
- ・ 提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- ・ 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。

### (5) 運営提案について

- ・ 運営提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- ・ プロポーザル参加者につき、運営提案書は1つとします（重複提案は不可）。
- ・ 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。

### (6) 著作権

- ・ 選考された運営提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。
- ・ 提出された運営提案書は、選考作業に必要な範囲において複製することがあります。

### (7) 応募の辞退について

応募書類を提出した後、辞退する場合には、（様式7）プロポーザル参加辞退届を提出してください。ただし、第一次審査の通過以降は、辞退することはできません。

### (8) 区が提供する資料の取扱い（委託内容、施設平面図等）

区が提供する資料は、応募に係わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この目的の範囲内であっても、区の了承を得ずに、第三者に対して、これを使用させること、又は、内容を提示することを禁止します。

### (9) 追加書類の提出・ヒアリングの実施

区が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めるほか、ヒアリング等を実施することがあります。

## 12 契約関係

- (1) プロポーザル方式による選考後、事業候補者と業務内容、契約条件等について協議します。令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて放課GO→を休止し、代替事業として緊急児童居場所づくり事業を実施しています。
- (2) 区は、事業候補者と契約を締結するに当たり、港区契約事務規則（昭和39年3月31日規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会要綱（昭和43年7月29日43港総財第491号）第1条に定める港区業者選定委員会の審議を経ます。審議の結果により、契約を締結しない場合があります。また、事業候補者は、本プロポーザルにおいて選定されたことを以って運営期間中全ての契約を当然に締結し得る権利を有するものではありません。
- (3) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。
- (4) 令和5年度以降の契約については、適正な事業運営がなされていると認められる場合に限り、令和4年度から通算して概ね5年の範囲内で事業候補者として推薦します。
- (5) 運営の詳細については、事業開始前に区と事業候補者で協議し決定します。また、事業開始後も適正な運営を図るため、区と事業者は定期的に協議を行います。
- (6) 本事業の運営経費、事業で使用する遊具・日常用品・事務用品・消耗品等（1点・税込50,000円未満）、事業に係る損害賠償保険、パソコン・電話・FAX・インターネット等の通信機器にかかわる経費については、業務委託契約に基づき、事業者が委託料から支出します。通信機器及び回線については、区、学校及びNTT等の通信事業者と協議のうえ設置してください。なお、備品（1点・税込50,000円以上）、公共料金（電気、ガス、水道）、工事費、修繕費については区が負担します。
- (7) 業務委託に要する費用は、令和4年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (8) 引継ぎに関する業務については、区と事業候補者で別途協議のうえ決定します。
- (9) 事業開始にあたっての準備及び職員研修などの経費は、原則として事業者の負担とします。

## 13 事業候補者の選考と審査

（別紙2）港区放課後児童育成事業（放課GO→みた）運営事業候補者選考基準のとおりです。

## 14 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題

が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。

- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) F A X・メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。

## 15 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された運営提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

## 16 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。

提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。

ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

## 17 担当・連絡先

〒105-8511 東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区教育委員会事務局 教育推進部 生涯学習スポーツ振興課 生涯学習係

担 当 鈴木・武井

電 話 03-3578-2741

F A X 03-3578-2759